

平成28年6月定例会 経済委員会（付託）
平成28年6月17日（金）
〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

丸若委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時37分）

これより、商工労働観光部関係の審査を行います。

商工労働観光部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところでありましたが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 「徳島県立特別支援学校の生徒等の就労支援活動に関する協定」の締結について（資料①）
- 「株式会社コート・ベール徳島の経営状況」について

小笠商工労働観光部長

2点、報告させていただきます。

1点目でございます。徳島県立特別支援学校の生徒等の就労支援活動に関する協定の締結についてであります。

お手元の資料1を御覧ください。

障がいのある方が、その特性に応じた能力を発揮し、地域で活躍できる場の拡大を図るため、来る6月29日、県と教育委員会、並びに業界団体である一般社団法人徳島ビルメンテナンス協会、及び徳島ビルメンテナンス協同組合との間で、全国初となる三者協定を締結することといたしました。

協定では、特別支援学校の生徒や卒業生などの障がい者が地域で安心して働くことのできる環境づくり、効果的な作業学習及び就業体験の推進、就労支援等に関する情報の相互提供などに取り組むこととしております。

今後とも、各種業界や団体との協定締結を進めることにより、障がい者雇用の更なる促進につなげてまいります。

続きまして2点目でございます。株式会社コート・ベール徳島の経営状況についてでございます。

資料はございませんが、第三セクター方式による株式会社コート・ベール徳島の平成27年度決算につきましては、今定例会の開会日に地方自治法第221条第3項の法人の経営状況等を説明する書類により御報告させていただいております。

その概要でございますが、平成27年度の利用者数は前年度を上回る4万9,123人となり、当期純利益は約4,168万円となっております。

引き続き、御指導をよろしくお願い申し上げます。

報告につきましては、以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

丸若委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

庄野委員

おはようございます。今、特別支援学校の生徒等の就労支援活動に関する協定の御説明がございました。代表質問等でも少しふれられておったようにも思うんですけども、支援学校を卒業して働くということは、非常にその方々にとっても働きたい、そして働いてやっぱり社会に参加をして賃金も頂くということは非常に生きる力につながっていくと思います。そういう意味では、非常にビルメンテナンス協会さんと協同組合さんとそういう全国初となる三者協定が締結できたということは、これは県と県教育委員会、業界団体、非常に喜ばしいことだなということで、評価をいたしたいと思います。が、少し経過も含めて、これは全国初ということなので、もう少し詳しく教えていただけたらというふうに思います。

谷口労働雇用戦略課長

実は徳島県の障がい者雇用率は、平成18年6月1日より、6月1日現在で法定雇用率を出しておりますので、民間企業の場合ですが、平成18年に1.33%ということで全国最下位となっております。これを受けまして、翌平成19年の8月にとくしま障がい者雇用促進県民会議というのを設置いたしました。これは例えばそういう促進の検証でございますとか計画でございますとか、条例の制定等々に取り組みまして、機運醸成といいますか、枠組み的なものに取り組みでまいりました。その間、みなと高等学園の開校、また特例子会社2社、こういうものも設立されて、障がい者雇用への機運が高まりを見せてきました。しかしながら、こうした中で5年ごとに法定雇用率の見直しがなされておりますので、平成25年4月から民間の企業における法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられました。このため更なる取組ということで、一つは行動計画の前倒しの実施、そしてそういう枠組みの県民会議だけではなかなか難しいだろうということで、今度は障がい者雇用促進ネットワークということで、県全体の企業とか関係するところのネットワーク、また圏域ごと、県央、県西、県南の圏域ごとのネットワーク、こういうものを設置いたしまして、これらの活動によりまして今回、昨年6月1日に2.04%で、法定雇用率の2%を達成することができました。しかしながら、まだ全国順位といたしましては15位となっておりますので、さらに全国トップクラスというものを目指したいということで、まずは全国10位以内ということを目指すということで、今回の協定の締結ということに至ったわけでございます。

庄野委員

現在15位でトップクラス入りを目指すということで、非常に取組としてはいいと思いま

す。ビルメンテナンス協会さんそれからビルメンテナンス協同組合さんの受皿としては、どのぐらいの人数を県下で雇用していただけるような準備というか、そういう人数的なものは現在は、これからなんですか。どのぐらいのビルメンテナンスの会社さんが受け入れについて全て賛同していただいているのか、どれぐらいの受け入れの予定があるのか、わかりましたら教えていただけますか。

谷口労働雇用戦略課長

協会としてということで、余り大きな団体ではございません。十数社が加盟する企業でございまして。それぞれがビルの清掃管理等々を請け負ったときに新たに必要となった人材について採用していただくということで、何名とかいうような目標数値はございません。いろいろな職場実習を受けていただいたりというようなことを通じて、雇用のほうに結びつけていくと。それを三者で協力し合って連携し合ってやっていくという協定内容になっております。

庄野委員

ビルメンテナンスの方がどこかと契約をして、そこに順次配置をしていくというふうな理解でよろしいのかなという気がします。是非仕事を、とにかくいろいろな場をつくっていくということは非常に重要なので、今現在はこのビルメンテナンス部分なんですけれども、他業種といいますか、ほかの業界とかへの拡大が必要だと思うんですけれども、そういう方向性みたいなものがあれば教えてください。

谷口労働雇用戦略課長

実を申しますと、今回の協定は締結するまでにその前段で2年間、ビルメンテナンス協会なり協同組合とのお付き合いをいたしました。その間に先方の臨時総会等々に私どもがまいりまして、趣旨を訴えるといいますか、協定ありきではなくて、障がい者雇用とか訓練等について御理解を頂く努力をしてまいりました。そういうお付き合いの中で、2年間かかりましたが、今回協定を締結しようとして。乙のところは二者になりますが、三者で協定を締結するというに至りました。今回、そういう前例ができましたので、これまでよりは早くに締結はできると思うんですが、まずは基本は業界団体なり組合のほうで御理解を頂くということ。その協定ありきではなくて、障がい者雇用を推進するというところについて御理解を頂くことが重要であると考えておりますので、委員が言われるようにいろいろな業種、障がい者の方の特性を活かせるような職場というのがございますので、そういうところに働き掛けをしております。

ですので、それぞれの締結までには少し時間はかかりますが、これからも頑張っていきたいと考えているところでございます。

庄野委員

どうぞこれからも頑張ってくださいというふうに思います。やっぱり最近の社会は共に助け合って共に生きていくという共生の社会をつくっていくということで、非常に重

要な取組だと思っておりますので、心からお願いをいたしておきます。

それとみなと高等学園のほうは、これは教育委員会ですから直接あれですけども、みなと高等学園のほうももう卒業生が出ていると思っております。もう卒業生が出かけて2年目ぐらいになるのかな、その進路みたいなものはこちらのほうで把握はなかなかしてないですか。進路というか、雇用の状況、かなり雇用されているというふうには聞いておるんですけども、どういう方面にみなと高等学園を卒業した方々が仕事に就いているのかということがもしわかれば。

谷口労働雇用戦略課長

具体的な数値とかはちょっと今手元にはございませんが、順調にいつているということで、私どもも研修なり企業への働きかけなりも一緒にさせていただいております。順調にということは聞いておりますが、ちょっと今は手元には資料がございません。

庄野委員

わかりました。あともう1点観光のことで少しお聞きしたいなというふうに思います。先日経済委員会で、これは農業関係、農林水産部関係のほうでキュウリのほうを、海部のほうに行って、JAさんの理事長さんにも組合長さんにもお話をお伺いしました。県外からやってきてサーフィンをする、それで県南の魅力に取りつかれてそれで就農するというふうな非常に若い方々が県外から県南のほうにやってきているということで非常に感銘を受けたんですけども、サーフィンとかそれから海の魅力を通じた観光振興というのをこれはもう既にやられていると思うんですけども、少し県南部の活性化に向けて力を入れていただきたいなというふうに思います。

私も従前から、日和佐のあたりから県南部にかけての千羽海岸の一带で海釣りをしますが、釣り船に乗って磯とかに渡してもらうときには非常にきれいなところですよ。しけとか海が荒れたりする関係でなかなか定期的には非常に難しいと言われたんですけども、昔はあそこから日和佐遊覧船というんですか、そういう日和佐ぐらいから牟岐、それからもう少し南のほうまでずっと大島のあたりを遊覧して帰ってくるような船があったように聞いています。難しい部分もあるのかもわかりませんが、県南部にすばらしいスポットがたくさんございますので、そうした取組を、既にやられていると思うんですけども、少しこういうふうなことで今後やりたいというふうなことがございましたら、ちょっとお願いしたいと思っております。

松崎観光政策課長

委員のほうから南部の観光振興について御質問がございました。県南部におきまして、委員のおっしゃるとおりサーフィン、それから山、川、海と南部のほうはそろっております、たくさん若い方が来られているということを知っておりますし、JAのほうでキュウリの栽培をして移住ということで、いろいろ海陽町のほうも若者の移住について頑張っているところも聞いております。

それで、南阿波のほうにつきましては、今でもサーフィン大会とかトライアスロン大会

とか、いろいろ美波町のほうとか海陽町のほうでやっておりますけれども、そのほかにも南阿波よくばり体験推進協議会というのが海部郡 3 町によりできておまして、いろいろな体験プログラムの開発とかインストラクターの研修とか、エージェント向けに PR したりですとかパンフレットを作ったりとか、いろいろ観光振興に取り組んでおるところでございます。

また、先日、四国デスティネーションキャンペーンということで、エージェントの方をエクスカージョンということで南部と西部のほうでも体験していただきまして、南部のほうにおきまして、船を出して海を見ていただいたり、いろいろな体験をしていただいております。いろいろな方面から地元と南部県民局、それから観光政策課と一体になりましていろいろな PR ということをやっております。今後とも、南のほうにつきましてはなかなか大きな宿舎がないというところがございますけれども、民宿とかいろいろございますので、いろいろな PR をして、できるだけたくさんの方に来ていただくように頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

庄野委員

船も一部体験ツアーみたいなのでやられているということなんですけれども、やっぱり海が荒れたらなかなか出しにくいというのはわかるんですけれども、本当に漁師さんとか役場の方とか、観光協会の方とかも協力して、もし出せるような時期があったら本当にいいアピールにつながるし、それでまたそれに乗って、その地域の食べるものを民宿で頂けるようなことになれば、またまた新たな展開があるのかなというふうに思います。

それで民宿って何軒ぐらいあるんですかね。経営も多分継続的に来てくれなかったら難しいのかなという気がしますけれども、民宿の方々にでも何らかの支援、協力もしながら、財政的な支援とかそれからあといろいろな、財政的な支援もどれだけできるのかわかりませんが、民宿という泊まる場所があって、そこへ行けば何かその地域の魚とか貝とか、食べられるということは非常に豪華なコースなんです。私も昨年伊島へ行って 1 泊して、島の周辺を船に乗せてもらったりしたんですけれども、そうしたツアーみたいなのは非常に喜ばれると思います。そういうことが継続的に民宿があって、そういう遊ぶものがあるって、もし船に乗れなかったらまた別があると。恐らくもう既に考えられていると思うんですけれども、そうした民宿で 1 泊していただけるという、民宿の数が足りなかったら、民宿がちゃんと経営できていけるような何らかの、町と協力して民宿が存続できるような方策みたいな、新たに民宿をやってみようかなと思うような、そんなようなことができたかなというふうに常々思っていますので、少し御提案させていただきました。

松崎観光政策課長

委員から民宿の御質問と御提案を頂いております。民宿はちょっと数のほうはつかんではいないんですけれども、昨年私は県民スポーツ課長をしておまして、海陽町のほうでサーフィン大会をした折には、海陽町のほうに是非泊まっていたらというようにということで、海陽町の中で泊まれる民宿、ホテルについて町の御協力を得まして、1 日泊まれば 2,000 円の補助券をつけると、2,000 円か 3,000 円かちょっと不確実ですけれどもそうい

うものを出しまして、できるだけ海陽町のほうに泊まっていたとということで、宿泊のほうの御協力ということで民宿にお願いしました。私も民宿のほうに泊まらせていただきました。宿泊のオプションで食事は大分変わってくるんですけども、地元の魚とか、美波であれば阿波尾鶏とかサザエとかいろいろなものを出していただきまして、非常においしくたくさん料理が出てきたことを記憶しております。

今後とも、南の方は大きなホテルはリビエラ実喰とか遊遊NASAとかそこら辺がメインとなってやっただいておるんですけども、個人旅行の方はやはり民宿というところで、地元の方とふれ合いながらその地元のおいしい魚が食べたいということで、個人商品としてこれから我々としてもエージェントのほうにPRしていきたいと。いろいろな体験学習と組み合わせながら発信していきたいというふうに考えております。

庄野委員

よろしく申し上げます。これで終わります。

上村委員

事前委員会でもお聞きしたんですけども、一つはこのポンチ絵の新しい企画でとくしま新未来雇用創造プロジェクトについてお伺いしたいと思います。このポンチ絵の下に、安定的かつ良質な雇用創出により、地方創生、徳島回帰を加速というふうにかかれていますが、まずこの安定的かつ良質な雇用創出について、どういうふうにお考えになっているか、県の考え方をちょっと聞かせていただきたいと思います。

谷口労働雇用戦略課長

ただいま安定的かつ良質な雇用ということで、雇用創出の意味合いはということかという御質問を頂きました。本県の業種別の雇用者、平成24年総務省の就業構造基本調査によりますが、これを見ますと、製造業に従事される方は5万900人と最も多い雇用者を創出しておりまして、また、非正規で雇われている方の割合は24.4%と、非正規の県全体の平均が34.1%ですので10%近く下回っているという状況でございます。そのため本県製造業は安定的かつ良質な雇用を創出しているものと考えておりますし、今回の事業を通しまして、本県の地方創生そして徳島回帰を加速していきたいということで、こういうような形のポンチ絵で示させていただいております。

上村委員

ということは、製造業は県は特色的に全国平均よりも就業者も多いですし、非正規雇用も、ほかと比べるとやっぱり正規雇用が多いということで、安定的かつ良質という雇用の捉え方を県がされているのだなというのが今の答弁でわかったんですけども。事前委員会でも、この700人の雇用創出の内訳をお聞きしたら、正規雇用が560人でしたっけ、非正規雇用が140人という内訳で大体80%の比率で考えていますと言われていたんです。この700人の雇用創出というのを、今国も挙げて正規雇用を増やそうというところで取り組んでいるので、せっかくそういう考え方をお持ちなら、このプロジェクトの名称自体も、是

非正規雇用何人ということをはっきり明記していただけたらいいなと思うんです。やっぱり安定的かつ良質な雇用というと、働く側にとったら、安定して仕事をずっと続けられる、つまり正規雇用というのが一番希望されていると思いますので、この内訳もお答えいただいたように、是非正規雇用で 560 人を目指すというふうなことで、目標を上げたらいいいんじゃないかなと思います。

それと徳島県版の正社員転換待遇改善実現プランというのがあると思うんですけれども、これとこの事業との関連はどうなっているんでしょうか。

谷口労働雇用戦略課長

委員のほうから 700 名のうちの 8 割が正規雇用であるので、560 名を目標として掲げてはということなんですが、このことにつきましては国のほうの提案書、今回議決いただきましたら正式の申請になりますので、その際にきちんと、これまでも計画書の中で明記させていただいておりますし、今後ともそのような形でその目標に向かって頑張っていきたいとは考えています。

それともう 1 点、国のほうのプラン、徳島労働局の策定いたしました正社員転換待遇改善実現プランとの一貫性といいますか、関連性でございます。正社員転換待遇改善実現プランというのは、国が 1 月にそういうプランを作りまして、それに基づきまして各都道府県の労働局、そしてハローワークが取り組むべき目標としまして作ったプランでございます。それを策定いたしましたのも、徳島労働局の中にございます正社員転換待遇改善実現本部において策定をされております。それに対して、私どもは正規の仕事がないから不本意ながら非正規をしているという不本意非正規の方がおられるので、そういう方が正規にかわるようにというような趣旨、議会のほうでも副知事なりが御答弁させていただきましたが、その分の趣旨については盛り込ませていただいているということをお話しさせていただきました。

委員の御質問でございますその正社員転換待遇改善実現プランと今回の事業との関係でございますが、直接的な関係はございません。一部ハローワークを通しまして、これは単独の事業でございますので、その事業で雇用するときに、雇用者を募集するとき、ハローワークを通しますので、国のほうの大きな何万人という目標がございますので、その中の一部に入ることにはあるかとは思いますが、国のプランの中の一部にこれが組み込まれているとかそういうことではございません。

上村委員

そうすると、今平成 31 年までに 4,000 人の雇用創出という新未来「創造」とくしま行動計画というのを策定していますよね。それとの関係はどうなるんでしょうか。

谷口労働雇用戦略課長

そのうち 4,000 人の一助にはなるかとは考えておりますが、私ども担当課としましては、この事業を通じまして 700 人の雇用の創出に頑張っていくということでございます。

上村委員

行動計画は目標を達成しようということを立てていると思いますので、平成31年までに4,000人の雇用をどうつくるのかというところで、これがその一つの具体化ですという答弁ならわかるんですけども、これはこれで、700人の雇用創出はまた別ですと言われると、じゃあどんなふうにして平成31年までに4,000人達成しようとしているのかというのがよくわからないんですけども、その辺の計画はどうなっているのでしょうか。

上田商工政策課長

ただいまvs東京「とくしま回帰」総合戦略におけます数値目標ということで、雇用創出を5年間で4,000人というところがございますが、これについての御質問を頂いております。全庁を挙げて取り組んでいるところがございますけれども、商工労働観光部といたしましては、成長分野関連産業でありますとか情報通信関連産業を含めた立地促進、それから関係団体との連携による創業の支援、またプロフェッショナル人材戦略拠点を活用した都市圏からの専門性の高い人材の確保等によりまして雇用の創出を図っているところがございます。今後全体でというふうなお話でしたけれども、5年間で4,000人というところがございます。まず全庁的に申し上げますと、平成27年度で250人、平成28年度で500人、それから加速度的に増やしていくということで、平成29年度は750人、平成30年度で1,100人、平成31年度で1,400人というところで、全庁ではそういった形で定義をしているところがございます。商工労働観光部といたしましては、この目標達成に向けて、今議会にも先ほど来説明させていただいております予算案にも提出させていただいております新未来雇用創出プロジェクト、こういった事業も活用しながらしっかりと取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

上村委員

ということは、この行動計画の4,000人を達成するための一つのプロジェクトとして取り組んでいるという理解でよろしいんですね。

谷口労働雇用戦略課長

この4,000人の中の一助にはなるというふうで、委員の言われるような別だということではございません。

上村委員

そうすると、2060年までの将来人口が60万人から65万人という目標を、今県は立てていますがけれども、これを達成するためには安定的かつ良質な雇用というのがどうしても欠かせないと思うんですよね。若い人もできるだけ安定して、結婚して子育てができるような働き方をしたいということで、正社員で安定した身分で働きたいという方は、誰しも思っていると思うので、従来から私、共産党会派では、正規の数値目標をきちっと掲げてこういうものに取り組んでいくべきだというふうに申し上げてきたんですけども、やっぱりこのとくしま新未来雇用創造プロジェクトでも700人の内訳で、正規雇用はこれだけ非

正規雇用はこれだけということを出しているように、是非全体的にも目標を持って、非正規雇用を正規雇用に置きかえていくという取組を、今国を挙げてしていると思うんです。だから、そういうふうな取組に、このプロジェクトを機会に目標を持って取り組んでいただきたいと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

谷口労働雇用戦略課長

委員のお話のとおり、安定した雇用という観点からしましたら、パートとか派遣といった不安定な形態ではなく、正規雇用が望ましい姿であるということは十分認識をいたしております。しかしながら、自分の都合のよい時間に働きたいという理由で非正規雇用を選択する方もおられるなど、子育て、介護など家庭環境の変化によりまして、柔軟な時間に働くことを希望する方も多々おられます。また、厳しい競争下にある企業におきまして、経営戦略に関する重要問題である雇用形態の選択につきまして一概に制約をかける、正規雇用でなければ駄目だというような制約をかけるというのが大変難しいと考えております。

このため県としましては、議会のほうで御答弁させていただいておりますとおり、不本意非正規労働者、すなわち望まない形での非正規労働者を減らすための取組を着実に進めつつ、正規、非正規といった雇用形態にかかわらず、働きたい人が自らの力を最大限発揮できるよう、雇用の場の確保に向けた取組を進めることが大変重要であると認識をしております、そういうことで今回の事業も国のほうの募集に手を挙げて採択をされたということでございます。

上村委員

今、アベノミクスで本当に雇用が増えたと言っていますけれども、実際に増えたのは非正規雇用で、そのことがやっぱり若い人たちも含めて今の労働者の低賃金、それがひいては消費がなかなか増えないと、経済の悪循環を生んでいるというふうに言われています。やっぱり徳島の経済活性化のためにも企業に正規雇用をできるだけ増やしていくという働き方をすること自体が徳島の活性化に結びついてくると思うので、そこは県として率先してそういう方向で引っ張っていくという姿勢を見せる、それがやっぱり企業にもいろいろな影響を与えていくと思うんです。だから、正規雇用をできるだけ増やしていくと。中には弾力的に自分の働きたい時間に働くと、収入は少々減ってもかまわないという人もいるかも知れませんが、今の長時間過密労働の正規のそういう雇用と労働の実態の中で本当に非正規雇用を選ばざるを得ない、それこそ不本意に非正規雇用を選んでいるというそういった立場の方もたくさんいると思うので、ほかの県ではやっぱり県を挙げて正規雇用を増やそうということを目指してやっていますので、徳島こそそういうことで先進県になっていく、そういう意味では正規雇用の目標をきちっと掲げるというのは決してマイナスにならないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

岡田商工労働観光部副部長

今幾つか御質問を頂いておりますけれども、安定的で良質な雇用創出ということで、必ずしも私どもは正規雇用だから良質で安定的というふうな考え方ではなくて、当然ながら

今、契約社員、派遣社員、パート、アルバイトと働き方は非常に多様化してございます。そうした中で自らの希望でそういった非正規雇用といいますか、形を選ばれる方というのもしらっしゃいますので、私たちはそういった自分たちは働きたいと、要するにこういうふうな形で働きたいというその意思に答えられるような雇用の場を創出していくということで、必ずしも正規の職員の場を確保するという、それももちろん大事なんですけども、それにとらわれてという形ではなく、とにかく自分が働きたいという方が働ける場をつくるということで取り組んでおるところでございます。

先ほど商工政策課長のほうから毎年の 4,000 人の内訳が出ましたけれども、総合戦略においてとにかく転入、外へ出られる方と、それから移住でこちらへ入ってこられる方、その均衡を図ることによって将来的な人口を増やしていこうということで、できるだけ県内の高校生なり大学生などの若い方が外へ出ていかないようにそういった雇用の場をつくるということで、そういった点でいろいろ先ほども製造業という形でお話を今回プロジェクトでさせていただいているんですけども、製造業につきましては過去から本県の経済を支えてきた業種ということで、就業基本調査におきましても一番就業者も多いということです。できるだけそういった製造業の振興の中で若者の県外転出を防ぐということで、そういったことで今回プロジェクトの中で捉えさせていただいているところでございますので、御理解を頂きたいと思っております。

上村委員

なぜ正規雇用にこだわるかという、やっぱり非正規雇用と正規雇用では本当に賃金の格差が大きいんですね。若い人たちは、やっぱり安定してそれなりの賃金を得て、結婚して子育てができると、そういう将来展望のあるところに定住するという傾向があると思うんですよ。だから、徳島を本当に経済活性化させて、若い人たちを定住させて、また外へ一旦大学とかで出ていっても帰ってきて、住み続けてもらうためには、同一労働同一賃金の問題もありますけれども、正規雇用を増やしていくという、これが一番活性化につながると思うので私たちもこれにこだわっているんです。ずっと平行線でいっていますけれども、働く場をより多く確保するというと同時に、やっぱり安定してそれなりの生活をしていける賃金を得られる正規雇用を増やしていくという、ここにもう少し県としてこだわっていただきたいなと思っています。

この問題についてはもうずっと私たちの会派でも言い続けてきていますのでこれぐらいにしておきますけれども、次に小規模企業振興基本法に基づく小規模企業への支援の問題について、ちょっとお伺いしたいと思います。頑張る中小企業振興条例を改定するというところで、9月議会に案を提案するというところで、今回、事前委員会のときに徳島県経済飛躍のための中小企業の振興のための条例の改正についてと、一枚もので改正の趣旨と改正の方向性について示されましたけれども、これをもう少し詳しく観点などを述べていただけたらと思います。

上田商工政策課長

ただいま上村委員のほうから条例の趣旨をもうちょっと詳しくということで、御質問を

頂いたところでございます。今回の改正につきましては、地域経済にまず好循環を浸透させて強靱で自律的な経済を構築するためには、雇用を支えて新たな需要にきめ細やかに対応、また迅速に対応できる小規模企業者の振興、これを図ることが大事ではないかというところから入っております。そのため改正につきましては、創業・起業、事業承継、また人材育成・確保、観光振興、この四つの視点により、成長発展はもとよりでございますけれども、技術やノウハウの向上、安定的雇用の維持ということで、小規模企業事業の持続的発展を目指しているところでございます。創業・起業という観点につきましては、当然事業者数の確保、増加を目指していくというところでございまして、また事業承継につきましては、経営者の高齢化とか新分野への転換のため円滑なそういった事業処理を図っていく必要があるということ。また、人材育成・確保につきましては、経営、また労働を担ういろいろな主体、これは女性でありますとか障がい者の方でありますとか青年、多様なそういった人材育成確保を図っていくということでございます。また、観光振興につきましては交流人口の増加とか地域経済の活性化とか雇用拡大に大きな役割を果たすため、これをどんどん進めていこうというところでございまして、しっかりとそういった考え方を条例の改正の中に位置付けまして、9月議会にそういった改正案が提出できますよう準備をしっかりと整えてまいりたいと考えております。

上村委員

今条例の改正の趣旨とどういう方向で頑張るのかということをお聞きしたんですけれども、確かに今までは頑張る中小企業ということに焦点が当てられていましたけれども、成長発展だけでなく、事業の持続的発展を実現するというところで、この国が定めた小規模企業振興基本法ですか、この点は画期的だなと。県内も本当に8割以上が小規模企業が占めているということで、特に製造業はうちの県では特徴的ですけども、その持続的発展を目指すという点でも、今度の条例改正というのは非常に私も期待しているんです。今の県内の小規模企業の状況、また実態について、数量的なものや業種別傾向とかいろいろあると思うんですけども、今の経営的な状況と後継者が確かに不足しているという点もあります。全国的な傾向と思うんですけども、日本経済新聞の6月6日にも記事が出ておりましたけれども、経営者の高年齢化で後継者の育成とか若手の起業促進を急がないと手遅れになるというようなことも書いてありましたので、この点県内企業でも実際どうなのかということ、ちょっと何点かお聞きしたいと思います。

上田商工政策課長

中小企業・小規模事業者の現状について、調査も含めてどういった分析をしておるのかという御質問でございます。まず中小企業者、特にこれは我が国全体でありますけれども、経営者の年齢の現状につきましては、これは木南委員のほうからも事前のほうで御意見があったところでございますけれども、中小企業白書によりますと、1995年、平成7年でございますが、経営者年齢のピークがそのときは47歳だったというふうに言われておりました、2000年代に移すにつれて年齢層のピークもシフトいたしまして、2015年、平成27年にはピーク年齢が66歳となっているような数字もあるわけでございます。また、2015年

に行いました小規模事業者の実態把握調査によりますと、小規模事業者の経営者の年齢層につきましても、60歳代が31.8%、また70歳代が12.5%、80歳代が3.1%ということで、これを合わせますと60歳以上の経営者の割合は47.4%と約半数を占めるに至っておるといふふうな数字がございます。

そういったことを踏まえまして、本県の社長についても帝国データバンクが調べている数字もございますけれども、平均年齢が59.8歳ということで、高い順から数えますと全国で11位ということで、ちなみに全国平均は59.2歳、最も高い県は岩手県の61.3歳、一番低いのが滋賀県の57.8歳という数字もあるわけがございます。

なお、本県独自の調査ということでございますけれども、平成26年度に商工会議所が県の補助金、オンリーワン補助金を活用いたしまして実態調査をいたしますと、60歳代が35.3%、70歳代が15.5%、80歳以上が2.0%と、60歳以上の経営者の割合が52.8%ということで、過半数を占めるに至っておると。また、事業を継続したい経営者の割合は76.6%ということで、経営者の高齢化でありますとか事業承継のニーズと、高さというふうなことが示されておるわけがございます。さらにこのため、今委員からもお話がございましたように、今年度から、これはまだ最終決定はいたしておりませんが、徳島商工会議所が全県対象にまた事業承継についての実態調査をするような予定にしております。複数年で行うような形と聞いておりますけれども、こういった経営者の高齢化、小規模企業者等が抱える課題についてしっかり把握して、今後の政策展開等に生かしてまいりたいと、このように考えてございます。

上村委員

詳しい数値も挙げて報告していただいて、ちょっとまた後でゆっくり聞き直したいと思っておりますけれども、ありがとうございます。今回中小企業の振興ということで、国を挙げてやっぱり小規模企業に焦点を当ててやるということは、まさに経済を活性化するには、ここの小規模企業に支援を入れないと、国としてもこれは成り立っていかないということがはっきりしたからだと思うんですけども、この小規模基本法では国と地方自治体と中小企業に関する団体と、それぞれ責務を明確にうたっていますけれども、県においてはこの責務についてどういうふうに捉えられておりますか。

上田商工政策課長

小規模事業者に対する県の責務についての質問でございます。これはもともとの頑張る中小企業振興条例についてからの話なんですけれども、そこでの非常に肝といいますか、対外的にアピールする点ということで、それぞれの主体がしっかりとそれぞれの役割を果たすということ。これは具体的には行政で言いますと国であり県であり市町村、また商工団体、企業、県民、高等教育機関でありますとかそれぞれの主体がしっかりと果たすということで、それぞれ単独ということではなく、横の連携、一丸となって取り組むというところが一つの肝でございました。その考え方については改正後もいささかも変わるということはお聞きしておりませんが、ちょっと繰り返しになるかわかりませんが、これまで、例えば小規模企業者で、頑張りたいけれどもなかなか頑張れなかったところをまずは頑張ろう

と思えるように、そして頑張ることができるように取り組むように県としてもしっかりと支援できるような改正をしてまいりたいと考えております。

上村委員

是非そういったことで改正をして支援もしていただきたいと思いますと思うんですけれども、2月議会でこの小規模基本法に基づいて条例改正をするというお話があったときに、山田議員のほうからも、是非現場の声を聞くという意味でも審議会の開催を検討したらどうかという提案があったと思うんですけれども、今回お伺いしたら、審議会については開く予定はないようで、そのかわりに100社からいろいろお話を聞いて、検討委員会も2回ほどされたということですが、その中身についてちょっと教えていただけないでしょうか。

上田商工政策課長

今、条例改正に当たっての検討の体制についてどのように進めているのか、またその内容についてという御質問を頂いております。条例の改正に当たりましては、時代の変化に対応した検討を行うために、例えば学識経験者でありますとか経済関係者、そして商業、企業、学識、金融、労働、言論、各分野から商工労働観光部長が委員を選任いたしまして、徳島県中小企業振興条例検討委員会を設置しておるところでございます。

具体的に申し上げますと、商工団体から4名、企業代表者として3名、学識経験者として3名、あと金融、労働、言論の分野から各1名、13名の委員に御参加いただいております。こういったまさに実務を行っている方々から参画していただいて、大所高所から貴重な御意見を頂いております。

その中でどのような意見があったのかというところでございますけれども、これまで2回委員会を開催いたしまして、各委員の皆様方から条例の基本的考え方とか改正のポイントについて御意見を頂くとともに、具体的な条例の必要な視点として、先ほど4点申し上げましたけれども、まず総論といたしましては、頑張った企業が報われるような施策が必要でないかとか、企業規模とか内情は様々でそれに合ったメニューが必要じゃないかという御意見、また、創業・起業といたしましては、幅広い女性とか高齢者等、幅広い人が事業を行えるような環境の必要性、また移住で創業というふうな観点も必要なのではないかという御意見も頂いております。

さらに、事業承継といたしましては、補助金は有り難いんですが、やっぱり継続してではなくてあくまでも頑張るきっかけとするべきであるとか、やりたい人とやめたい人のマッチングするような考え方が必要じゃないかとか、人材育成の確保とか、観光振興についても種々御意見を頂いております。今後こういったいただいた御意見を踏まえて、条例の改正案を取りまとめて、今後、パブリックコメントを実施いたしまして、今議会におけます御提言も参考にさせていただきながら、9月議会に条例案を提出できるように取り組んでまいりたいと考えております。

上村委員

ざっと御報告は頂いたんですけれども、また資料でその中身を頂けたらと思うんですけれど。後で、よろしいですか。

やっぱりいろいろ企業の代表、業界の代表の方とか学識経験者の方で検討会をされたということなんですけれども、今、小規模企業というのは県内でどれぐらいあるんですかね。

上田商工政策課長

今、小規模企業者の県内の数について御質問を頂いたところでございます。これは平成 26 年の経済センサス資料でございますけれども、本県の企業数は 2 万 6,936 社ございまして、そのうち中小企業が 2 万 6,911 社、これが割合にして 99.9%、さらにそのうちということでございますけれども、その中から小規模企業だけ取り出しますと 2 万 3,816 社、割合にして 88.4% というふうな形になっております。

上村委員

そういう数は非常に多いですね。ですから、二万三千幾らのうちの 100 社の意見を聞くというのではなくて、やっぱりそれぞれ呼びかけて、是非審議会を持っていただいて、現場の声をもっときちっと吸い上げるような形で検討委員会にかけるという丁寧なやり方で是非いいものをつくっていただきたいと思うんです。9 月議会に出すということでしたけれども、実質そうなるかと 6 月議会と 9 月議会の経済委員会で審議をして、あとは本会議にかけて条例が改正されるという手順になると思うので、やっぱり今本当に徳島の地域経済活性化のために重要な条例改正だと思いますので、もっと丁寧に時間をかけて是非審議会も開催して、ここにやっぱり力を入れていただくべきものではないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

上田商工政策課長

条例の改正に審議会を設置してはというふうなことでございますけれども、もとの頑張る中小企業振興条例を策定する際におきましては、徳島経済飛躍「道標」策定委員会ということで 7 名の委員さんに参加していただいて御意見を頂きました。今回につきましては、こうした経緯も踏まえ、さらに現場感覚はもちろん実務者を中心ということで、7 名から 13 名と、委員の数も増やしております。また、男性 7 名、女性 6 名ということで、そういったバランスも考えて構成しておるところでございます。また、審議会設置になりますと、条例設置という考え方もございまして、9 月議会の提案という速やかなスケジュール等を考慮した場合、非常にその辺が困難と考えまして、今回そういった実務者の方を中心に委員会設置をしたところでございます。そういった意味で、県内 100 社を超える出前相談でありますとか、先ほど申し上げました徳島商工会議所のほうからいろいろな実態調査もするというところございまして、こちらについてはかなり多くの企業さんのほうにアンケート等を発出して御意見等を頂戴しておるところでございます。条例は改正したから終わりということではなくて、それをどういった形で施策につなげていくかということが重要であると考えておりますので、今後ともそういったことに重点を置きながら検討を進めてまいりたいと考えております。

上村委員

そしたらこの点はまた置いておきまして、最後に商品券の問題で代表質問でも出ましたのでちょっとお聞きしておきたいと思います。

商品券の発行について質問があって、知事のほうからは、往復はがきなどで予約申込みができるように改善するなど検討しているという答弁がありましたけれども、今後商品券事業を実施する計画があるのでしょうか。

上田商工政策課長

ただいま商品券事業について御質問を頂いたところでございます。これは本会議の榎本議員の質問にお答えしたとおりでございますけれども、今、消費税増税が延期になったというふうなところで御意見を頂戴したところでございますが、国内景気、これを着実に回復させて経済の活性化につなげていくと。このためには消費者マインドの喚起というのが何よりも大事なのではないかと、個人消費の向上につなげていくところだろうと思っております。このため県においてはこれまで2回、平成26年度と平成27年度の2回、商品券を発行いたしまして、大きな経済効果につなげたというふうに考えております。こうした効果を一貫性のものとするのではなくて、景気を足元から安定化させて消費喚起に直結する商品券事業を継続することは、県といたしましても重要であると考えておるところでございます。国に対しても提言を行いました結果、それがまたこの秋にも行われるとも報道等と言われておりますけれども、その中の経済対策を考えておるところでございます。そういった経済対策に遅れることなく、そういったものを活用して間髪を入れず商品券事業についても検討してまいりたいと、このように申し上げたところでございます。

上村委員

検討ということですがけれども、これはもう私たちも一般質問でもお話ししましたけれども、商品券を買うということは、消費に回すお金があると。多少割引もありますけれども、消費者マインドを上げるということでしたら、やっぱりそもそも消費に回すお金ができるように、県民の暮らしをよくする、また安定した雇用でちゃんとした賃金がもらえるように、消費に回せる余裕ができるように、そういったところに力を入れるべきではないかなと思っているんです。商品券は2年間続けて大きな経済効果があったというふうに評価はされていますけれども、一般質問でも山田議員が取り上げましたけれども、景気浮揚の数字が出てきたのが商品券を発行した次の月ぐらいいまで、たしか2か月かそこらぐらいいですね、そういうところに予算をつぎ込むよりは、やっぱりさっきのような小規模企業支援だとか県民の暮らしを支える事業のほうに充てるほうが効果があると思っておりますので、商品券についてはもう3回目というのではないのではないかなというのが私たちの実感するところですがけれども、これは意見として申し上げておきます。以上で終わります。

長尾委員

今年は障害者差別解消法が施行され、そしてまたそれに伴う合理的配慮といったことが

求められ、公的機関、国、県、市町村はこれは義務でありますけれども、民間については努力義務ということであり、本県においては、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい徳島条例というのがこの 4 月施行になった。

本県経済の活性化には様々な分野がありますけれども、そのうちの一つにイベントの誘致というのがあります。先日、10日から12日までだったかな、アスティ徳島を中心に全国のろうあ者大会が開催されまして、全国から 2,000 名を超える方が参加をした。そこで、飯泉知事が、式典の挨拶の中で、全て手話で挨拶をした。これは全国から参加をしたろうあの方々は大変驚くとともに、障害者差別解消法と合理的配慮、さらには県の条例、これを自ら率先する形でやったということが今大変反響を呼んでおります。通常知事の挨拶とか市長の挨拶というのは、冒頭だけ、「こんにちは」「おはようございます」というような、「私は誰それです」というところまでは手話でやったとしても、全文をやるとするのは大変な難題でありまして、知事もよく努力されたと思うんですが、今後開催される全国大会の知事の挨拶に大変なプレッシャーが今後かかったと思うわけでありまして、模範を示したということでもあります。

そこで、このイベントの誘致ということで、障がい者の方々のイベントの誘致という観点に立つと、例えば今回のろうあの方であれば、県内全てのホテル、旅館等に耳マークの設置であるとか、さらにはもし災害時、入っちゃったらホテルのドアをたたいてもわからない、電話をかけてもわからない、そういった場合の対応、例えば光が回るとか振動が伝わる腕時計型のものとか、様々な工夫というのはあるわけでありまして、ホテル、旅館等にそういった配慮が求められる。さらには車椅子の方々にとっては、車椅子対応の部屋というのが大事なわけですが、そういったものがあるホテル、旅館がどれだけあるのか。もちろんこの前も申し上げましたが、障がい者スポーツで大会をやったとしても、そういう宿泊所ないしはその競技会場に車椅子対応のトイレがあるかどうか、こういったことが求められるわけでありまして。

国、県、市町村という公的機関は義務付けでありますけれども、またそれに対して職員の皆さんには研修をしていくということが義務付けられているわけでありまして、民間についてはそこまでいかない中で、今後、県としてそういった県内の宿泊施設に対する障がい者対応というものをどのような形で推進していくというか、具体的なスケジュールというのを考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

松崎観光政策課長

障がい者の方のイベントの誘致について、旅館とホテルなどのユニバーサルな対応ということでございます。委員のおっしゃるとおり、これから障がい者の方のイベントはたくさん徳島のほうでやっていただいたり、スポーツ大会もたくさんやっていただきたいと思っております。それでホテル、旅館等につきましては、私どものほうで車椅子対応とかその他の障がい者の方の対応については数字を今のところつかんでおりませんので、障がい福祉課とか旅館業協会とかのほうにこれから照会しまして、どれぐらいの施設ができておるのか、まずは状況を把握させていただきまして、いろいろなところとお話しさせていただきまして、できるだけ早急にいろいろなパターンで対応できるようなユニバーサルな

お迎えができるように努めてまいりたいと思います。

長尾委員

そのとおりだと思いますが、そこで今の答弁でも、この部、課だけでは対応できないという話ですから、今後のことを考えますと、この商工労働観光部、保健福祉部、さらには教育委員会とか関係のあるところで、今後オリンピック、パラリンピックもあるわけだし、今後のイベントの誘致とかを考えれば、総合的にそうした障がい者の方々の受け入れ体制、宿泊やいろいろな施設を含めて、それをやはりやるべきではないかと。今は課長の答弁だったけれども、部長としてはあとの部に働きかけてそういう検討会、協議会の設置を考えるおつもりがあるかどうか、御答弁願いたい。その際に、民間だけで、例えばトイレの改造費とかそういったものにお金もかかるわけで、民間ができればいいけれども、もしできない場合、例えば一番いいのは国が金を出してくれるのが一番いいけれども、そういった場合でも国にも要望すべきだと思うけれども、改造費なんかの現状はどうか。それを県とか市町村で例えば支援するような制度みたいなのがあればいいし、なければ今後考える必要もあろうかと思うのだけれども、そういうこともちょっと併せて御答弁願えればと思います。

小笠商工労働観光部長

ただいま長尾委員さんのほうから障がい者の宿泊関係を中心にバリアフリー化について御質問を頂きました。担当課長のほうからお答えさせていただきましたけれども、商工労働観光部といたしましては現状を把握してない部分がございます。それについては申し訳ございません。よく宿泊施設なんかをネットなんかで見ますと、いわゆるバリアフリーの部屋が幾つありますとか、そういった形で、数としては多くはなかったように記憶しているんですけれども、2部屋対応できます、あるいは3部屋対応できますとかいうふうなネット上で案内をしているような施設もあったように記憶しているところでございます。

今御質問がございましたけれども、関係課、関係部のほうと協力してやっていくのかというふうなことでございました。これについては、できるだけ早急に保健福祉部あるいは教育委員会、またそれ以外でも関係するところがあれば県土整備部とかも関係するのかどうか、それも把握した上で対応を検討させていただこうと思っております。

それともう1点が支援制度についてのお話がございました。今現在において商工労働観光部の中で障がい者の方がお泊まりになるための施設改造費というのは支援制度をもうけておりません。保健福祉部なんかのほうでそういった制度があるのかなのか、そういったものを確認した上で、また対応についても関係課のほうで相談しながらやらせていただこうと思っております。よろしく願いいたします。

長尾委員

是非、関係の部局、課でそうした委員会なり協議会を設けて、是非対応方お願いしたいと思います。知事の今回の全文手話でやったというこの反響は大きいと思うし、率先してやられたわけだから、それに伴う具体的な措置、計画、対応をこれから皆さんでしっかり

と検討していただきたいと強く要請しておきたいと思っております。

それから、先ほどこの特別支援学校の生徒等の就労支援活動に関する協定の締結の話がございました。そこで、これは1点、毎年時期が来ると教育委員会の教育長とかが商工会議所の会頭とか商工団体へ回って、高校生の就職の求人をよろしくお願ひしますというような県内就職の要望をされるのだけれども、その中で1点、定時制、通信制生徒の求人も、是非きちんと入れていただくように。いわゆる昼間部の生徒の求人だけじゃなくて、定時制生徒にも同じ、能力うんぬんで雇うのは会社でありますけれども、雇うか雇わないかは会社だけれども、少なくとも舞台に公平にチャンスを出すというのが大事だと思います。同じ高校の中に昼間部と夜間部とがあって、昼間部のほうに求人広告が来て夜間部のほうに来ないというのはおかしい話となるので、これは確認していただくとともに、是非これはしっかりと商工会関係、岡本委員もいらっしゃいますけれども、是非一つよろしくお願ひしておきたい、これは要望だけで終わらせておきます。

それから先日、美波町を委員会で視察をさせていただいて、美波町の古いお風呂屋さんを改造してIT関連みたいな会社の誘致というのをやって、大変な御努力に敬意を表するところでありますが、それとともに宿泊所ともなるところも視察をさせていただきました。そこで御説明をお聞きした中で、一つの問題としては、もし来たとしても、宿泊施設というか、住居の問題があるというお話でもございました。どちらかという地域柄、他人に家を売るとか貸すとか、そういったことが世間体を気にしてなかなか難しい。しかし実際そういったところにやれるのは、町なんかは一番近いところにいるわけだから、町とか市が努力をしていただいて、そういう誘致しようという会社ないしはその従業員とかにかかわり合っただけでやっただけというふうな仕組みが必要だと思っておりますが、今東京の有楽町のふるさと回帰支援センターに1人、女性のコンシェルジェがいるけれども、また大阪にもそういうのがあるという話だけれども、いわゆる住居、会社、事務所として使うところもさることながら、そこで住む所、美波町でもある古い150年の建物を使ったところも視察をさせていただいたけれども、そこはたまたま道路の向かい側に民宿があって、民宿を従業員の宿舎としているというところもございましたけれども、そういう住居、住む所ということについて、やはり県も市町村とかかわり合っただけで企業等の誘致に力を入れていくべきではないかと思っておりますが、その辺のところをどう考えているのか教えていただきたい。

山川企業支援課長

ただいま長尾委員のほうから首都圏等、あるいは都会のほうから来たサテライトオフィス等、また企業さんの住む施設について、ちょっとまだまだ進んでいないじゃないかという、いろいろ課題が出てきているということをお伺いしたところでございます。

私どもとしましては、まずサテライトオフィス、あるいは情報通信産業の集積というところに非常に力を入れているところでございまして、サテライトオフィス型の事業につきましては、まず実験的に来ていただこうということで、先ほどお話もありました美波町、県南部にも来ていただいて、それが実を結んで、じゃあ実際に来てみようという形で立地を実現した例などがございます。それともう一方で、私どもは旧廃校とか事業所として今使われていない施設について市町村と連携して情報収集して、どこそこにこういうのがあ

るというのはつかんでおるんですが、私も先ほど委員さんがいらっしゃったところで、同じように問題をお聞かせいただきまして、今後はそういう宿泊施設についても各市町村と連携をして、情報を収集し、集約し、それを紹介できるような形で、要は宿泊と事業所が一体となった形で、御安心して立地していただけるような情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

長尾委員

是非そうしていただきたらと思います。外国人の留学にしても、まず心配なのは住むところがあるのかがまず一番で、働くところとか日本語を学べるところとかというだけではなく住むところというのは一番だと思います。そこがやっぱり安心して受け入れ態勢があるというところをインターネットであろうがいろいろなPRでやれるようにしておくことが大事かと思しますので、その点県も市町村としっかり連携をし、都市部でのそういう窓口でもちゃんと対応できるようにしていただければと思います。

最後に、いろいろ今議論をされておるんですが、これはアベノミクスということで今、日本の経済もある意味、政権交代後明るさをもってスタートしたことは事実でございます。株価の問題にしても有効求人倍率にしても、ただ大企業、都市部はよくてもまだ地方とか地域、また中小零細企業等々にまだその恩恵が十分に行き渡っていないというのも事実だと思います。そうした中でそれをどう加速化するかということが大きな課題であると思っています。

そうした中で、国において政労使会議というのが行われるわけではありますが、徳島版の政労使会議というのは、現在どのような状況になっているのでしょうか。

谷口労働雇用戦略課長

ただいま長尾委員さんのほうから徳島県における政労使会議の状況についての御質問を頂きました。この政労使会議、昨年8月参議院の予算委員会のほうで公明党の谷合議員さんが安倍総理大臣に御質問し、安倍総理大臣のほうからは、各都道府県の労働局に働き方改革推進本部を設置しているので、地方におけるそういう労働団体、労使の団体等と連携をしまして、労使関係を初めとする各種の議論をする場を設けるべきだという議論がございました。その後、古川議員さんのほうから一般質問のほうでもいただき、私どものほうとしましては、国の動向を中心に、その時点でまだ通知、通達等が全然なかったものですから、それを見させていただくという御答弁をさせていただいたところでございます。

その後、国のほうから各都道府県労働局のほうに通知がございまして、会議の開催につきましては、総理大臣答弁のとおり国として対応するものであり、各都道府県においては都道府県労働局が調整の役割をされたいという内容の通知が出ました。これを受けまして、昨年度になりますが、2月10日に労働局の労働局長さんが座長となる中で、経済団体、労働団体、金融団体、そして行政、行政につきましては私どもの部長のほうに参加をいたしておりますが、その中で第1回の会議が開かれ、また第2回につきましてはこの5月11日に開催されたところでございます。

長尾委員

従来、国だけで行われていた政労使会議みたいなものが、各地方、都道府県で行われ、これは画期的なことだと思っております。大概いつも労働局の資料とかいうたら従業員が 300 人以上とか、でかい会社だけ対象にして、実際地方の中小零細企業の声というのはなかなかそこで反映されているのかといえ、ちょっとそうでもないみたいなどころもあったわけです。この徳島版政労使会議において、しっかりと県も入っているということでもありますから、部長としては県内のまさに、国の法律に基づいて条例でも出す、まさに中小零細企業、そういったところの実態、また、雇用状況とか給与の問題とか、また今後同一賃金同一労働みたいなそういったことも含めて、しっかりと検討して、県内の事情を踏まえた、それこそ先ほど来、御指摘、意見もありましたが、そういう県内の中小零細企業の声、そういったものをしっかりとそうした政労使会議に反映させられるように御努力を要望しておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

小笠商工労働観光部長

商工労働観光部といたしましては、今言っているのはいわゆる現場主義ということで、とにかく現場に足を運ぼう、生の声を聞こうということで取り組んでおります。先ほど来別の件でお話も出ておりますけれども、例えば出前相談ということで、県内幹部職員が手分けしまして、いろいろな企業に行って現場というか、企業さんの声を聞くというようなことをやっております。そういった声も含めまして、政労使会議の中で県内の状況、現場の声という形で届けさせていただく。その声をまたできるだけ反映させるような形でやらせていただこうと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

重清委員

先ほど庄野議員さんから聞かれておりました徳島県立特別支援学校の生徒等の就労支援活動に関する協定、これでちょっとわかりにくかったのが、これをすればたくさんの障がい者の方々を採用するとかいう話ですけれども。今、ばんそうさんとかああいうところがパンをつくったり、クッキーをつくったり、整理をしたり、簡単な作業を請け負ったり、トイレの掃除をしたりしているんですよね。ここの絡みはどのようになるんですか。こういう部分が今既にこういう障がい者の方たちがこういう仕事もしているんですよね。これに対してこれを行った場合は県も入っているし県教育委員会も入っているし、逆にこういうところへもう少し請負のできるようなシステムをするか、たくさん雇ってくれているのだったらまだいいんですけれども。既にこういう方たちが会社みたいなのをつくってやっているのに、そこら辺の人は月給が 2 万円になって増えたなという話ですよ。そこら辺に対しての仕事をどうするのかと。

ここら辺が逆にこういうものを結んだ場合、協会とこの協同組合がした場合に、これってどういう関係ができるのかなと今ちょっと聞いていて思ったんですけれども。ここら辺の関係はどういうふうにしていくんですか。これは町村は今こういう公衆トイレとかの仕事もここに出してくれているんです。それで僕が思ったのは、南部総合県民局とか県とか学校関係もそういうできる仕事はないのかと。確実にこれは障がい者の方々に賃金が入り

ますけれども、先ほど聞いていたらこれは採用するかどうか分からない。仕事をとれるかどうか分からないのという感じですけども、どんな締結をするのかと。これはちょっと現状との絡みはどういうふうに把握して、どのようになっていくのかお聞きします。

谷口労働雇用戦略課長

ただいま重清委員さんのほうからは、ばんそう S&S さんですので福祉的就労のほうだと思います。その福祉的就労と私どもがやっている一般就労、通常の健常者というところとちょっと表現が適当なのかどうか分かりませんが、例えばビルメンテナンスでありますとかホテルでありますとか福祉、介護福祉、そういうところに障がい者の方に就労していただくというのが、私どものこの協定の趣旨でございます。ですので、そういう福祉的な就労のところの方につきましても、高い能力がございましたら一般的就労のほうに移っていただきたいというのが、私どもの考え方でございます。

ですので、現在ございます福祉のところのお仕事を私どもがとるとかそういうことでは決してございません。私どもはあくまでも一般の就労の場において障がい者の方に頑張ってもらいたい、そういう場を開いていきたい。そのためには、これまで特別支援学校の先生がこれまで積み上げてきたところの会社の一つ一つお話、お願いをしていくよりは、そういう理解のある業界団体を通じて職場実習、職場実習をしますと理解が深まりますので、そこに就職がしやすくなるということになりますので、こういう協定を締結するというところでございます。

重清委員

わかったようなわからんけれども、現実に関今こうやって障がい者の方々が仕事をしているでしょう。作業をしたりとか、トイレ掃除をしたりとかいうことを請け負って、簡単なのはもうやってくださいと言って今しているでしょう。今度県と教育委員会とこの協会とが締結をするんでしょう。それは県にとっても県教育委員会にとってもこの協会にとっても何かメリットがないといけないという話でしょう。ここへ障がい者の方々があられるだけでもそれだったら障がい者の方々が今している仕事に対しては、増えるような施策をこの中で、こういう仕事で考えているんですか。ばんそう S&S の会社はこの組合に入っているんですか。

谷口労働雇用戦略課長

今回の協定の趣旨は、こういう協定を、理解のある業界団体を増やしていくということでございます。今回はビルメンテナンス協会なり組合のほうではございますが、これから新しい業界とこういう締結をいたしまして、いろいろな情報交換をし、職場実習を受けていただき、それを一般就労につなげていきたいということでございます。

ですので、現在のそういう福祉的な就労の部分というのは、私どもは商工労働観光部ですので、そちらのほうは直接は保健福祉部の障がい福祉課のほうで対応させていただいておるところでございます。

重清委員

そうしたら言うけれども、福祉と言うけれども、ここはパンを作ったりクッキーを作ったり藍製品を作ったりいろいろな小物を作ったりしているんですよ。福祉のそういうあれだけじゃなく、商工関係のそういう仕事みたいないろいろなものを作って、製品として売っているんですよ。こここのところに対しての、何か県としての、ここが締結を巻いて雇ってくれるのだったらいいんですけども雇ってもくれないと。そのかわり今しているところに対してのプレッシャーが逆に来るのではないのかと。障がい者の方々は、今会社としてつくってあり、皆そこへ行くんですよ。今現実に徳島県にはそういう部分があるのでしょうか。

丸若委員長

小休します。（12時03分）

丸若委員長

再開します。（12時15分）

小笠商工労働観光部長

ただいま重清委員のほうから要請がございました。やはり雇用に結びつくような形で成果を上げたいと思っておりますので、生徒等の障がい者ということで卒業生も含まれておりますし、そういった方の雇用についても成果を上げるような形でやらせていただくように努力いたします。

丸若委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました商工労働観光部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって商工労働観光部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で、商工労働観光部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。（12時16分）